質問第二号

令和八年熊本地震被災者の生活再建等支援に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年十月五日

奥田　ふみよ

参議院議長　関口昌一　殿

令和八年熊本地震被災者の生活再建等支援に関する質問主意書

令和八年八月三十一日、私は、内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣（防災）宛に「令和八年熊本地震で被災された方々の命と生活を守るための要請」と題した要請書を提出した。

同要請書は、同月二十八日の被災地訪問に基づき、政府に対して以下の事項を求めるものであった。

一　井戸被害を含む宅地内断水の全戸調査と早期復旧計画の実施

二　通学や学習環境に関わる困難を抱える生徒・学生のニーズ把握と対策の実施

三　無理な避難所の集約をしなくてすむように手厚い細やかな避難者支援

四　事業継続のための返済不要の給付金支給

五　要支援者に対するきめ細やかなアウトリーチ支援の実施

六　早急な災害対策に特化した補正予算編成

これらの要請事項それぞれについて、政府はどのように検討し、どのように対応したか示されたい。

右質問する。